



規則

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第57号

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則

長野県男女共同参画センター管理規則（昭和59年長野県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「許可」を「利用の許可」に、「長野県男女共同参画センター使用申込書」を「長野県男女共同参画センター利用申込書」に、「知事」を「条例第4条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第2条とする。

第5条の見出しを「（利用許可書の交付）」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「許可」を「利用の許可」に、「長野県男女共同参画センター使用承認書（様式第2号）を交付するものとする」を「その利用許可書を交付しなければならない」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用の変更又は取消し）

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の変更をしようとするときは、長野県男女共同参画センター利用許可変更申請書（様式第2号）に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用の取消しをしようとするときは、長野県男女共同参画センター利用取消届（様式第2号）に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

（遵守事項）

第5条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) センター内の施設又は備品を損傷しないこと。
- (3) 施設又は備品に特別の施設をし、又はその現状を変更しないこと。
- (4) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。
- (5) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (7) センター内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (8) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

第6条を次のように改める。

（施設又は備品の損傷又は滅失の届出）

第6条 条例第3条の規定による許可を受けた者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

第9条から第11条までを削る。

第8条の見出しを「（附属設備等の利用料金）」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条第1項中「第4条」を「第10条第3号」に、「使用料は、第5条の承認書」を「利用料金（以下「利用料金」という。）は、第3条の利用許可書」に、「使用料に」を「場合の利用料金に」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「終つた」を「終わった」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（利用後の処理）

第7条 条例第3条の規定による許可を受けた者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

（指定の申請）

第8条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(利用の停止又は許可の取消しを行なうことができる場合)

第9条 条例第11条第3号に規定する規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

第12条及び第13条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第12条 条例第14条第2号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第14条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第14条第1号に規定する場合

- ア 県が主催するとき 100分の100
- イ 県が県以外の地方公共団体（以下この号において「公共団体」という。）と共に催すとき 100分の75
- ウ 県が公共団体以外の団体と共に催すとき 100分の50
- エ 公共団体が主催し、又は他の公共団体と共に催すとき 100分の50
- オ 公共団体が公共団体以外の団体と共に催すとき 100分の25

(2) 条例第14条第2号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

3 条例第14条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、長野県男女共同参画センター利用料金減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第13条 条例第15条第2号に規定する規則で定める日は、利用日の7日前の日（ホールにあつては、1月前の日）とする。

2 条例第15条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第15条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第15条第1号に規定する場合

- ア 全く利用できなくなつたとき 100分の100
- イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなつたとき 100分の50

(2) 条例第15条第2号に規定する場合 100分の50（利用日の1月前の日（ホールにあつては、3月前の日）までに取り消した場合にあつては、100分の75）

(3) 条例第15条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 利用料金の還付を受けようとする者は、長野県男女共同参画センター利用料金還付申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とする。

別表中「（第8条関係）」を「（第11条関係）」に改め、同表の1中「附属施設を使用する場合の使用料」を「附属設備を利用する場合の利

用料金」に、「

使用料

」を「

金額

」に改め、同1の備考の1中「使用料の額は、使用」を「金額は、利用」に改め、同備考の2

中「承認された使用時間」を「許可された利用時間」に、「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同表の2中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「使用料の額」を「金額」に改め、同表の3中「使用する場合の使用料」を「利用す

る場合の利用料金」に、「

使用料

」を「

金額

」に改め、同3の備考中「使用料の額」を「金額」に改める。

様式第1号中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に、

「長野県男女共同参画センター使用申込書」を「長野県男女共同参画センター利用申込書」に、

「長野県知事 殿」を「指定管理者 殿」に、「使用責任者」を「利用責任者」に、「使用したいから」を「利用したいので」に、

「

使用目的
使用月日
使用施設

」を「

利用目的
利用月日
利用施設

」に、

「

使用時間	人員	使用料	名称	使用時間	人員	使用料
------	----	-----	----	------	----	-----

」を
 「

利用時間	人員	利用料金	名称	利用時間	人員	利用料金
------	----	------	----	------	----	------

」に、「「使用設備」」を「「利用設備」」に、
 「

使用時間	数量	使用料	品名等	使用時間	数量	使用料
------	----	-----	-----	------	----	-----

」を
 「

利用時間	数量	利用料金	品名等	利用時間	数量	利用料金
------	----	------	-----	------	----	------

」に、
 「

使用時間	使用料	器具名	電力(容量)	使用時間	使用料
------	-----	-----	--------	------	-----

」を
 「

利用時間	利用料金	器具名	電力(容量)	利用時間	利用料金
------	------	-----	--------	------	------

」に、「「

使用料合計

」を「

利用料金合計

」」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、「長野県男女共同参画センター使用承認変更申請書
(長野県男女共同参画センター使用取消届)」を

「長野県男女共同参画センター利用許可変更申請書
(長野県男女共同参画センター利用取消届)」に、「長野県知事 殿」を「指定管理者
殿」に、「使用承認を」を「利用許可を」に、
「とおり使用」を「とおり利用」に、

「

使用承認年月日 及び承認番号	年 月 日 第 号
使 用 目 的	
承 認 を 受 け た 使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
承認を受けた施設等	

」

を

「

利 用 許 可 年 月 日	年 月 日
利 用 目 的	
許 可 を 受 け た 利 用 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
許可を受けた施設等	

」

に、「「

既納の使用料

」を「

既納の利用料金

」」に改め、

同様式を様式第2号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第3号)(第8条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者氏名

㊞

長野県男女共同参画センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県男女共同参画センター条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

様式第4号中「(第9条関係)」を「(第12条関係)」に、

「長野県男女共同参画センター使用料減免申請書」を「長野県男女共同参画センター利用料金減免申請書」に、「長野県知事 殿」を

「指定管理者

殿」に、「使用料を」を「利用料金を」に、

使用目的
使用日時
使用施設等

利用目的
利用日時
利用施設等

に改める。

様式第5号中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に、

「長野県男女共同参画センター使用料還付申請書」を「長野県男女共同参画センター利用料金還付申請書」に、「長野県知事 殿」を

「指定管理者

殿」に、「使用料を」を「利用料金を」に、

使用承認年月日 及び承認番号	年　月　日　第　号
使　用　目　的	
使　用　日　時	年　月　日（曜日）時　分から 年　月　日（曜日）時　分まで
使　用　施　設　等	

を

利　用　許　可　年　月　日	年　月　日
利　用　目　的	
利　用　日　時	年　月　日（曜日）時　分から 年　月　日（曜日）時　分まで
利　用　施　設　等	

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第52号）による改正前の長野県男女共同参画センター条例（昭和59年長野県条例第6号）第3条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県男女共同参画センター管理規則（以下「新規則」という。）第2条の規定にかかわらず、同条本文の申込書の提出を要しない。
- 新規則第2条に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県男女共同参画センター管理規則第5条の規定による長野県男女共同参画センター使用承認書の交付を受けた者に対しては、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

ユマニテ・人間尊重課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第58号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第54号）の施行の日から施行する。

職員サポート課

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則をここに交付します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第59号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額
の算定に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例（平成17年長野県条例第56号。以下「条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項に規定する都道府県調整交付金（第4条において「調整交付金」という。）の交付額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。
(普通調整交付金)

第2条 条例第2条第2項の規定により交付する普通調整交付金の額は、法第70条第1項第1号に掲げる額（同条第2項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用して算出した額）及び同条第1項第2号に掲げる額の合算額の見込額の総額から前々年度の法第70条第3項に規定する基準超過費用額の総額を控除した額の100分の6に相当する額とする。

(特別調整交付金)

第3条 条例第2条第3項の規定により交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に災害等により減免の措置を採った一般被保険者（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下この号及び第3号において「省令」という。）第4条第1項第1号のイに規定する一般被保険者をいう。以下この号において同じ。）に係る保険料（国民健康保険税を含む。以下この号において同じ。）の額が、省令第6条第1号のイ及びロに掲げる額の合算額の100分の1に相当する額以上であり、かつ、当該合算額の100分の3に相当する額未満である場合 当該一般被保険者に係る保険料の減免額の10分の8以内の額

(2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等（法第70条第1項第2号に規定する退職被保険者等をいう。以下この号において同じ。）に係る額を除く。以下この号において同じ。）並びに当該減免により加算された特定療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額（退職被保険者等に係る額を除く。以下この号において同じ。）の合算額が、その額並びに当該期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額（退職被保険者等に係る額を除く。）、当該期間に行われた特定療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき特定療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）及び当該期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）の合算額の100分の1に相当する額以上であり、かつ、当該合算額の100分の3に相当する額未満である場合 当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された特定療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の10分の

8以内の額

- (3) 省令第4条第1項の額（同項第3号及び第4号に掲げる額を除く。以下この号において同じ。）のうち、流行病又は災害を原因とする疾病若しくは負傷に係る額の占める割合が100分の5を超える、かつ、100分の10以下である場合 同項の額に当該割合を乗じて得た額の10分の8以内の額
- (4) その他特別の事情がある場合 別に定める額
(市町村の区域に変更を生じた場合の取扱い)

第4条 当該年度の4月2日以後において、一の市町村の区域の全部又は一部が他の市町村の区域となった場合における当該他の市町村に対して交付する当該年度の調整交付金の額については、当該区域とその他の区域とを区分し、それらの区域ごとに算定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (経過措置)
 - 2 平成17年度における第2条の規定による普通調整交付金の額については、同条の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項第1号に掲げる額、平成17年度の概算医療費拠出金（改正法附則第3条第1項第2号のイに規定する概算医療費拠出金をいう。以下同じ。）の額から平成17年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額（改正法附則第3条第1項第3号のイに規定する退職被保険者等概算医療費拠出金相当額をいう。以下同じ。）を控除した額及び平成17年度の概算介護給付費納付金（改正法附則第3条第1項第4号のイに規定する概算介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額の合算額の見込額の総額から平成15年度の基準超過費用額（第2条に規定する基準超過費用額をいう。以下同じ。）の総額を控除した額の100分の4に相当する額とする。
 - 3 平成18年度における第2条の規定による普通調整交付金の額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第4条第1項第1号に掲げる額、平成18年度の概算医療費拠出金の額から平成18年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び平成18年度の概算介護給付費納付金の額の合算額の見込額の総額から平成16年度の基準超過費用額の総額を控除した額の100分の6に相当する額とする。
 - 4 平成19年度における第2条の規定による普通調整交付金の額については、同条の規定にかかわらず、第1号に掲げる額、第2号に掲げる額から第3号に掲げる額を控除した額及び第4号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第5号に掲げる額の総額を控除した額とする。
- (1) 改正法附則第5条第4項第1号に規定する新国保法第70条第1項第1号に掲げる額の100分の6に相当する額
 - (2) 次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に定める額
 - ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 平成19年度の概算医療費拠出金の額の100分の6に相当する額
 - イ 平成17年度の概算医療費拠出金の額が平成17年度の確定医療費拠出金（改正法附則第3条第1項第2号のロに規定する確定医療費拠出金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 アに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額（同ロに規定する医療費拠出金調整金

額をいう。以下同じ。)との合計額の100分の4に相当する額を控除した額

ウ 平成17年度の概算医療費拠出金の額が平成17年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 アに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を加算した額

(3) 次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 平成19年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の100分の6に相当する額

イ 平成17年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成17年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額(改正法附則第3条第1項第3号のロに規定する退職被保険者等確定医療費拠出金相当額をいう。以下同じ。)を超える場合 アに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を控除した額

ウ 平成17年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成17年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 アに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を加算した額

(4) 次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 平成19年度の概算介護給付費納付金の額の100分の6に相当する額

イ 平成17年度の概算介護給付費納付金の額が平成17年度の確定介護給付費納付金(改正法附則第3条第1項第4号のロに規定する確定介護給付費納付金をいう。以下同じ。)の額を超える場合 アに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額(同ロに規定する介護給付費納付金調整金額をいう。以下同じ。)との合計額の100分の4に相当する額を控除した額

ウ 平成17年度の概算介護給付費納付金の額が平成17年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 アに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を加算した額

(5) 平成17年度の基準超過費用額の100分の6に相当する額

厚生課国民健康保険室

長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第60号

長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

長野県社会福祉総合センター管理規則(昭和47年長野県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第16条」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを「(知事が別に定める備品)」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用の許可の申請)

第3条 条例第3条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第4条の規定により総合センターの管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(1) 利用日時

(2) 利用目的

(3) 利用する施設及び備品の名称

(4) 講堂又は研修室を入場料を徴収して利用する場合にあっては、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用許可書の交付)

第4条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。

第5条を次のように改める。

(利用の変更又は取消し)

第5条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更承認書を交付しなければならない。

3 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

第6条の前の見出し、同条及び第7条を削る。

第8条中「総合センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号を「利用者その他の総合センターを利用する者は、次」に改め、同条第3号中「公開若しくは使用許可」を「利用の許可」に、「を使用」を「を利用」に改め、同条第7号中「館長の許可を受けないで」を「別に定める場合を除き、」に改め、同条第8号中「館長が指示すること。」を「指定管理者が知事の承認を得て定める事項」に改め、同条を第6条とする。

第9条を削る。

第10条中「総合センターの使用者」を「利用者」に、「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第11条の見出しを「(利用後の整理)」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「当該使用」を「当該利用」に、「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定の申請)

第9条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書

若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

- (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(利用の許可の取消しを行うことができる場合)

第10条 条例第11条第3号に規定する規則で定める場合は、第6条の規定に違反した場合とする。
(利用料金の納付)

第11条 条例第10条第3号に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、第4条の利用許可書が交付されるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者は、国又は地方公共団体が利用する場合にあっては、当該利用を終わった後に納付させることができる。

第12条及び第13条を次のように改める。
(備品等の利用料金)

第12条 条例別表第2の2に規定する知事が別に定める額は、別表第2のとおりとする。
(利用料金の減免)

第13条 条例第14条第2号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第14条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第14条第1号に規定する場合
ア 県が主催し、又は共催するとき 100分の100
イ 国又は県以外の地方公共団体が主催し、又は共催するとき 100分の50
- (2) 条例第14条第2号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率
- 3 条例第14条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第14条中「館長」を「知事」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。
(利用料金の還付)

第14条 条例第15条第2号に規定する規則で定める日は、利用日の5日前の日とする。

2 条例第15条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第15条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第15条第1号に規定する場合
ア 全く利用できなくなったとき 100分の100
イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50
- (2) 条例第15条第2号に規定する場合 100分の50
- (3) 条例第15条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率
- 4 条例第15条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表の1中「使用料」を「金額」に改め、同表の2中「を使用」を「を利用する」に、「使用料の額」を「金額」に改める。
様式を削り、別表の次に次の様式を加える。
(別記様式) (第9条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊞

長野県社会福祉総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県社会福祉総合センター条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第55号）による改正前の長野県社会福祉総合センター条例（昭和47年長野県条例第26号）第3条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県社会福祉総合センター管理規則（以下「新規則」という。）第3条の規定にかかわらず、同条の申請書の提出を要しない。

3 新規則第3条に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県社会福祉総合センター管理規則第7条の規定による長野県社会福祉総合センター使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第4条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

コモンズ福祉課

長野県営総合射撃場管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第61号

長野県営総合射撃場管理規則の一部を改正する規則

長野県営総合射撃場管理規則（昭和50年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第14条」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを「(利用許可の申請)」に改め、同条中「長野県営総合射撃場使用許可申請書」を「長野県営総合射撃場利用許可申請書」に、「知事」を「条例第4条の規定により射撃場の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第5条の見出しを「(利用許可書の交付)」に改め、同条第1項中「知事」を「指定管理者」に、「使用の」を「利用の」に、「長野県営総合射撃場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする」を「その利用許可書を交付しなければならない」に改め、同条第2項中「許可書」を「利用許可書」に、「使用開始」を「利用開始」

に、「知事に提示」を「指定管理者に提示し、及び利用の際これを携帶」に改め、同条を第3条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「の使用」を「の利用」に、「長野県営総合射撃場使用取消届（様式第3号）を知事」を「長野県営総合射撃場利用取消届（様式第2号）を指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第7条及び第8条を削る。

第9条の見出しを「（利用者の確認）」に改め、同条中「を使用」を「を利用」に、「使用者」を「利用者」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第10条を削る。

第11条中「使用者は、次の各号」を「利用者は、次」に改め、同条第1号中「射撃場の」を「射撃場に係る銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2第1項の規定による」に改め、同条第8号中「知事が指示すること。」を「指定管理者が知事の承認を得て定める事項」に改め、同条を第6条とする。

第12条を削る。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

（指定の申請）

第8条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について知事がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
（利用の停止又は許可の取消しを行なうことができる場合）

第9条 条例第11条第3号に規定する規則で定める場合は、第6条の規定に違反した場合とする。

（利用料金の還付）

第10条 条例第13条第4項に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により、射撃場を利用できなくなつたとき。

(2) 利用者が、利用日の5日前までに、第4条に規定する射撃場利用取消届を提出したとき。

2 指定管理者は、前項各号に掲げるときは、既に納付された条例第10条第3号に規定する利用料金の額に相当する額を還付しなければならない。

（利用料金の還付申請）

第11条 前条第2項の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から10日以内に、長野県営総合射撃場利用料金還付申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

第14条を第12条とする。

様式第1号中「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に、

「長野県営総合射撃場使用許可申請書」を

「長野県営総合射撃場利用許可申請書」に、「長野県知事 殿」を「指定管理者

に、「使用したいから」を「利用したいので、」殿に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に、

「長野県営総合射撃場使用取消届」を

「長野県営総合射撃場利用取消届」に、「長野県知事 殿」を「指定管理者

に、「付で」を「付けで」に、「の使用」を「の利用」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の次に次の様式を加える。

（様式第3号）（第8条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊞

長野県営総合射撃場の指定管理者の指定を受けたいので、長野県営総合射撃場条例第5条の規定により申請します。

（備考） 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

様式第4号中「（第8条関係）」を「（第11条関係）」に、

「長野県営総合射撃場使用料還付申請書」を

「長野県営総合射撃場利用料金還付申請書」に、

「指定管理者」に、「長野県知事 殿」を「の使用料」を「の料金」に、「使用予定年月日」を「利用予定年月日」に改め、「及び番号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第64号）による改正前の長野県営総合射撃場条例（昭和50年長野県条例第8号）第3条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県営総合射撃場管理規則（以下「新規則」という。）第2条の規定にかかわらず、同条の射撃場利用許可申請書の提出を要しない。

3 新規則第2条に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県営総合射撃場管理規則第5条第1項の規定による射撃場使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第3条第1項の規定にかかわらず、同項の利用許可書を交付することを要しない。

森林保全課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第62号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 都市公園の管理（第2条－第15条）
- 第3章 監督（第16条・第17条）
- 第4章 指定管理者による管理等（第18条－第20条）
- 第5章 雜則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 都市公園の管理

第2条から第6条までを次のように改める。

（公園施設の設置等の許可の申請）

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の申請書は、公園施設設置（管理）許可（許可事項変更）申請書（様式第1号）によるものとする。
(占用の許可の申請)

第3条 都市公園法第6条第2項の申請書は、都市公園占用許可申請書（様式第2号）によるものとする。

2 都市公園法第6条第3項の申請書は、都市公園占用許可事項変更申請書（様式第3号）によるものとする。

（広告物の表示等をすることができる場合）

第4条 条例第8条第1項第9号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による許可を受けて同項第1号又は第2号に掲げる行為をする場合において、当該行為に関する広告物の表示又は掲出（以下この条において「広告物の表示等」という。）をするとき。
- (2) 条例第10条の規定による許可を受けて都市公園のスポーツ施設、レクリエーション施設又は文化施設（以下「スポーツ施設等」という。）を利用する場合（次に掲げる場合に限る。）において、当該利用するスポーツ施設等がある都市公園内（野球場のフェンス及び総合球技場のスタンドの内壁を除く。）に広告物の表示等をするとき。ただし、当該スポーツ施設等以外の場所にあっては、来場者等に対する案内のための広告物の表示等をする場合に限る。
 - ア 野球場又は総合球技場のグラウンドを利用する場合
 - イ 陸上競技場を専用して利用する場合
 - ウ 体育館、やまびこドームのグラウンド又は長野県佐久創造館の101号室の全部を利用する場合
- (3) 野球場のフェンス又は総合球技場のスタンドの内壁に、広告物の表示等をする場合
(行為の許可の申請等)

第5条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、都市公園行為許可申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定めるときは、別表第1の左欄に掲げるスポーツ施設等を利用する場合において、同表の右欄に掲げる行為をするときとする。

（利用の許可の申請）

第6条 条例第10条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、条例第20条の規定により同条に規定する都市公園等の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設等を専用しないで利用する場合にあっては、口頭により申請することができる。

- (1) 利用するスポーツ施設等の名称
- (2) 利用日時
- (3) 利用形態により利用料金の額が異なるスポーツ施設等にあっては、その利用形態
- (4) 利用人数
- (5) 利用する備品等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第7条から第9条までを削る。

第10条の見出しを「（利用許可書の交付等）」に改め、同条第2項中「使用券」を「利用券」に、「使用開始」を「利用開始」に改め、

「(様式第5号)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「知事」を「指定管理者」に、「で使用」を「で利用」に、「第4条」を「第10条」に、「許可を」を「利用の許可を」に、「前条の許可書」を「前項の利用許可書」に、「スポーツ施設等使用券(様式第4号)」を「、その利用券」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者は、条例第10条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。

第10条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用の変更及び取消し)

第8条 条例第10条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用の変更をしようとするときは、その内容を記載した申請書を、前条第1項の利用許可書又は同条第2項の利用券(第3項及び第13条において「利用許可書等」という。)を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対して承認をしたときは、その承認書を交付しなければならない。

3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その旨を記載した届出書を、利用許可書等を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の納付方法)

第9条 条例第11条第3項の規定により定める使用料の納付方法は、知事が交付する納付書により納付する方法とする。

(使用料の減免の申請)

第10条 条例第12条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

第11条から第13条までを次のように改める。

(使用料の還付の申請)

第11条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(利用料金の額)

第12条 条例別表第2の5の備考の2及び7の備考の4の知事が別に定める額は、別表第2のとおりとする。

2 条例別表第2の15の知事が別に定める額は、別表第3のとおりとする。

(利用料金の納付方法)

第13条 条例第14条第4項の規定により定める利用料金の納付方法は、次に定めるところによる。

(1) 次号から第4号までに規定する場合を除き、利用許可書等が交付されるときに納付しなければならない。ただし、オートキャンプ場の会議室、長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館における超過時間に係る利用料金にあつては、利用の際に納付しなければならない。

(2) 野球場を入場料を徴収して利用する場合にあつては、入場予定者数を入場者数とした場合の利用料金の額を利用料金の概算額として、利用許可書等が交付されるときに納付しなければならない。この場合において、入場者数が確定したときは、直ちに利用料金を精算しなければならない。

(3) 総合球技場のグラウンドを入場料を徴収して利用する場合(アマチュアスポーツを利用する場合を除く。)にあつては、入場料の予定総額を入場料の総額とした場合の利用料金の額を利用料金の概算額として、利用許可書等が交付されるときに納付しなければならない。この場合において、入場料の総額が確定したときは、直ちに利用料金を精算しなければならない。

(4) 国又は地方公共団体が利用する場合にあつては、当該利用を終わった後に納付することができる。

第15条を削る。

第14条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条第1項中「第9条ただし書」を「第16条第2項」に、「よる使用料の還付の額は、既に納めた使用料の額に」を「より定める還付をすることができる場合の基準は」に、「区分に従い、」を「場合のとおりとし、同項の規定により定める還付をすることができる額の基準は、既に納付した利用料金の額に当該場合の区分に従い」に改め、同項第1号中「条例第4条の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「で使用」を「で利用」に改め、同号のア中「使用」を「利用」に改め、同号のイ中「使用予定時間」を「利用予定時間」に、「を使用」を「を利用する」に改め、同項第2号中「使用者」を「利用者」に改め、同号のア及びイ中「使用日」を「利用日」に改め、同項第3号中「知事がその都度」を「指定管理者が知事の承認を得て」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第16条第1項ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) スポーツ施設等の名称

(2) 利用日時

(3) 既に納付した利用料金の額

(4) 還付を受けようとする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第14条 条例第15条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。